

# ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

## Ver2. 生産性向上設備投資促進税制が適用開始



平成 26 年 1 月 14 日、産業競争力強化法の施行日政令が閣議決定され、同法の施行日が平成 26 年 1 月 20 日に決定しました。これに伴い、秋の税制改正大綱で盛り込まれた生産等設備投資促進税制の摘要が開始されました。

この税制の概要は、施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に生産等設備を構成する一定の減価償却資産で、生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものの取得等をして国内で事業供用した場合、**即時償却または取得価額の 5% (建物及び構築物は、3%) の税額控除**が適用できるものです。

### 税額控除は資本金 1 億円以下の法人に限る

適用法人	青色申告法人																												
適用要件	一定規模以上の生産性向上設備を取得して、国内で事業供用した場合																												
適用設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得価額</th> <th>販売開始</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160 万円以上</td> <td>10 年以内</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>120 万円以上</td> <td>4 年以内</td> <td>ロール</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>120 万円以上</td> <td>6 年以内</td> <td>サーバー用 PC、冷機器付陳列ケース等</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>120 万円以上</td> <td>14 年以内</td> <td>断熱材、断熱窓</td> </tr> <tr> <td>建物附設備</td> <td>120 万円以上</td> <td>14 年以内</td> <td>照明設備、冷暖房、昇降機設備等</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>70 万円以上</td> <td>5 年以内</td> <td>稼働状況进行分析するもの等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェア、器具備品のサーバー用 PC は、中小企業者等のみ適用可。</li> <li>・最新モデルであること（取得した年度、その前年度モデルを含む）。</li> <li>・ソフトウェア以外は、旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するものであること。</li> <li>・経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備で、投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5%以上）であること。</li> </ul>	種類	取得価額	販売開始	用途等	機械装置	160 万円以上	10 年以内	限定なし	工具	120 万円以上	4 年以内	ロール	器具備品	120 万円以上	6 年以内	サーバー用 PC、冷機器付陳列ケース等	建物	120 万円以上	14 年以内	断熱材、断熱窓	建物附設備	120 万円以上	14 年以内	照明設備、冷暖房、昇降機設備等	ソフトウェア	70 万円以上	5 年以内	稼働状況进行分析するもの等
種類	取得価額	販売開始	用途等																										
機械装置	160 万円以上	10 年以内	限定なし																										
工具	120 万円以上	4 年以内	ロール																										
器具備品	120 万円以上	6 年以内	サーバー用 PC、冷機器付陳列ケース等																										
建物	120 万円以上	14 年以内	断熱材、断熱窓																										
建物附設備	120 万円以上	14 年以内	照明設備、冷暖房、昇降機設備等																										
ソフトウェア	70 万円以上	5 年以内	稼働状況进行分析するもの等																										
特別償却額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 3 月 31 日までの取得……即時償却（建物等も即時償却）</li> <li>・それ以後の取得……50%特別償却（建物等は 25%）</li> </ul>																												
税額控除額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 3 月 31 日までの取得……取得価額×5%（建物等は 3%）</li> <li>・それ以後の取得……取得価額×4%（建物等は 2%）</li> </ul>																												
適用時期	<p>産業競争力強化法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の取得。ただし、その取得が平成 26 年 3 月までに終了する事業年度で平成 26 年 3 月までに取得したものについては、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度で適用できる。</p> <p>（ex.）3 月決算法人が、平成 26 年 3 月に、要件を満たす設備への投資を行い、事業供用した場合⇒特例の適用を受けることができるのは、平成 26 年 3 月期ではなく、平成 27 年 3 月期となる。</p>																												

最新モデル、若しくは、1年以内に販売が開始されたようなものでなければいけないこと、生産性についての縛りがあることなどから、機器メーカー等を通じて一定の証明書を取得する必要があり、適用を受けるためには、少し手間がかかりそうです。

しかし、従来の投資促進税制と比べても、即時償却ができるということは、非常に画期的で、節税効果は高いものといえます。

また、資本金1億円以下の中小企業者については、中小企業投資促進税制を活用する場合、生産性向上設備投資促進税制の内容に該当する資産を取得した場合には、従来よりも優遇されるようになります。

資本金 3000万円以下の法人及び個人事業主		
税額控除	取得価額 × 7%	取得価額 × 10%
資本金 3000万円超 1億円以下の法人		
税額控除	適用不可	取得価額 × 7%

設備投資は企業活動を行う上で、非常に重要なものであり、かつ、負担も大きいものになりますので、是非ともこのような税制を活用していきたいところです。

平成26年1月20日より施行されますが、平成26年4月1日以降終了事業年度より申告可能となりますので、3月決算法人の場合、平成26年3月31日までに取得した設備については、翌事業年度に税制措置を受けることとなりますので、ご注意下さい。

